

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	藤華医療事務専門学校
設置者名	学校法人 後藤学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
特定専門課程	総合医療事務学科（改正前）	夜・通信	180	160	
	総合医療事務学科（改正後）	夜・通信	7	7	
(		夜・通信			
		夜・通信			
(備考) 改正後の教育課程の単位数と附則第2条（経過措置）に基づく改正前の教育課程の授業時数を記載している。					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.gotogakuen.ac.jp/iryoujimu/info>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	藤華医療事務専門学校
設置者名	学校法人 後藤学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.gotogakuen.ac.jp/info>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	無職（元高等学校教員）	2024年4月 1日から 2028年6月 の定例評議 員会終結時 まで	学校法人の運営に 関する助言
非常勤	僧侶	2024年4月 1日から 2028年6月 の定例評議 員会終結時 まで	学校法人の運営に 関する助言
（備考）			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	藤華医療事務専門学校
設置者名	学校法人 後藤学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 1. 授業計画書(シラバス)は本校所定の様式を使用している。 2. 授業計画書(シラバス)は授業担当者が作成する。毎年1月にシラバス作成要領を担当者に渡し作成を依頼する。3月までに提出され、記載内容等を教務部において行い、毎年4月に公表する。 3. 授業計画書(シラバス)の記載項目は下記の通り。 開講年度、基本情報、時間数、科目名、担当者名、年間指導目標、授業計画、成績評価、教科書、補助教材、その他 4. 「実務経験のある教員等による授業科目」については、省令で定める基準授業時間数を満たしている。	
授業計画書の公表方法	https://www.gotogakuen.ac.jp/iryoujimu/info
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 授業科目の学修成果の評価方法については、シラバスに記載された評価方法・基準のとおり、各授業科目の評価を行い、これに基づき履修の認定を行っている。また、「講義・試験・成績に関する規則」として定め、同規則については学生便覧に掲載し、入学時に配布している。概要については以下の通りである。 1. 定期試験 ① 年 2 回（前期・後期）実施する。教科によっては科目終末試験を行うこともある。 ② 試験は筆記、レポート、口述、実技その他の方法で行う。 ③ 試験時間は各教科 60 分を原則とする。 ④ 試験の評価は、次の基準で判定する。 ・座学中心の教科（定期考査 80 点、授業態度・課題点 20 点） ・演習中心の教科（定期考査 70 点、授業態度・課題点 30 点） 2. 小テスト（確認テスト） ① 教科によっては進捗度によって確認テストを実施する。 ② 実施した結果、理解度の低い学生に関しては、放課後等を利用し個別指導を行う。 3. 各科目の成績評価は 100 点満点とし 50 点以上を合格とし、成績は下記の通りとする。 <table> <tr> <td>優</td> <td>100 点～80 点</td> </tr> <tr> <td>良</td> <td>79 点～60 点</td> </tr> <tr> <td>可</td> <td>59 点～50 点</td> </tr> <tr> <td>不可</td> <td>49 点以下</td> </tr> </table>		優	100 点～80 点	良	79 点～60 点	可	59 点～50 点	不可	49 点以下
優	100 点～80 点								
良	79 点～60 点								
可	59 点～50 点								
不可	49 点以下								
3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。									
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 学修状況を表す客観的な指標として、GPA を採用している。 1. ポイントの設定 1) 科目の成績評価に応じて 4 段階（優、良、可、不可）の数値（グレードポイント【優：5.0、良：3.0、可：1.0、不可：0】）を設定する。 2) 受講を途中でやめた科目や不合格科目は成績評価を 0 点とする。 2. GPA の計算方法 各履修科目のグレードポイントに、履修時間数をかけた値を全履修科目分合算し、その値を総履修時間数で除した結果を GPA とする。 3. GPA の判定基準と学習支援 1) 個々の学生の学修状況を客観的に示す指標として、学生の学修支援に活用する。 2) GPA は学期ごとに算出し、試験結果通知に記載する等により学生と共有する。 3) GPA により、学生には次には次のような措置を行う。 学期 GPA、2.4 未満 2.2 以上：「注意」とし、学生との個別面談を実施する。 学期 GPA、2.0 未満：「警告」とし、保護者との三者面談を実施する。									
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.gotogakuen.ac.jp/iryoujimu/info								
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。									

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定に係る規程については、学校として「講義・試験・成績に関する規則」として定めている。同規則については学生便覧に掲載し、入学時に配布している。要件を満たしたものは会議を経て「専門士」の称号を授与することとしている。なお、概要については以下の通りである。

1. 卒業の認定は審議の上、学校長が行う。
2. 次の項を全て満たしている場合は卒業を認めるものとする。
 - ① 本校所定の教育課程を履修し、その全科目の時間数を修了していること
 - ② 各教科の出席時数が各教科実施時数の8割以上であること
 - ③ 学納金が指定期日までに納入されていること
3. 前項のいずれかを欠く場合は、判定会議で審議の上、卒業又は原級留置等の措置を決める。
4. 次に示す方針に基づいた能力と態度を有するに至った者
 - ① 本校の校是である「礼儀・感謝・奉仕」を身につけており、社会貢献することができる。
 - ② 専門的な知識や技能の習得ができている。
 - ③ 医療及びビジネスにおいてコミュニケーション能力が身についている。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://www.gotogakuen.ac.jp/iryoujimu/info>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	藤華医療事務専門学校
設置者名	学校法人 後藤学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.gotogakuen.ac.jp/info
収支計算書又は損益計算書	https://www.gotogakuen.ac.jp/info
財産目録	https://www.gotogakuen.ac.jp/info
事業報告書	https://www.gotogakuen.ac.jp/info
監事による監査報告（書）	https://www.gotogakuen.ac.jp/info

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
商業実務		特定専門	総合医療事務学科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
2 年	昼間	63 単位	33 単位	23 単位	7 単位			
			63 単位					
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
100 人		42 人	0 人	5 人	6 人	11 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 1. 各科目の授業計画書（シラバス）は本校所定の様式を整備している。 2. 授業計画書の記載項目は各授業の担当者名、年間指導目標、授業計画、成績評価、授業で使用するテキスト等を明記している。 3. 修了時間数等については年度当初に配布する「学生便覧」に明記している。
成績評価の基準・方法
（概要） 1. 成績評価は定期試験（前期・後期）80点（演習科目は70点）と平常点（受講態度、提出物等）20点（演習科目は30点）を総合して判定する。 成績基準及び評定は次のとおりとする。 優 100点～80点 良 79点～60点 可 59点～50点 不可 49点以下 2. 成績評価は定期試験（前期・後期）と平常点（受講態度・提出物等）を総合して判定する。 3. 追試験の成績得点は80%評定とし、50点以上を合格とする。但し、公欠・忌引及び学校が出校停止を命じた場合は審議の上100%評定とする場合もある。

再試験での成績評価点は最高 50 点とし、50 点を合格とする。
卒業・進級の認定基準
(概要) 1. 進級・卒業の認定は審議の上、学校長が行う。 2. 次の項を全て満たしている場合は進級・卒業を認めるものとする。 ① 本校所定の教育課程を履修し、その全科目の時間数を修了していること ② 各教科の出席時数が各教科実施時数の 8 割以上であること ③ 学納金が指定期日までに納入されていること 3. 前項のいずれかを欠く場合は、判定会議で審議の上、進級・卒業又は原級留置等の措置を決める。
学修支援等
(概要) 本校では、学生の日々の出席状況、生活状況の把握、授業態度、学修状況等、一貫した学生の学修支援として、すべての学生を対象に次のように取り組んでいる。 1. 担任制により入学後早期に個人面談を実施。その後も必要に応じて個人面談または三者面談を実施。 2. 毎日のホームルームを通じて、出席状況、健康状態を管理し、休みが続くなど異変があるときは速やかに保護者にも状況確認を行う。 3. 他の職員と連携をとりながら、さまざまな問題を抱える学生の早期発見に努め、悩み相談やカウンセリングを実施。 4. 学習の習熟度に合わせた補習を実施し、検定試験合格と同時に実践力も培い、自信に繋げる。 5. 定期試験（前期・後期）の結果を保護者へ送付する。 6. 留年や退学に際しては、原則として必ず三者面談を実施する。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
22 人 (100%)	1 人 (4.5%)	21 人 (95.5%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 主な就職分野は医療・調剤事務分野である。令和 7 年度の卒業生 22 名は医科へ 13 名、介護へ 1 名、薬局へ 6 名、一般職へ 1 名就職した。 就職先は以下の通りである（抜粋） ・大分中村病院 ・鶴見病院 ・佐伯中央病院 ・大分こども病院 ・みえ病院 ・まえはら調剤薬局 ・輔仁薬局 ・府内薬局			
(就職指導内容) 1 年次より 2 年次の内定研修に結び付くよう履歴書指導から面接練習と基本となる個別指導を段階的に行っている。これに加え就職への意識付けとして、OB から情報収集を図る懇談会の実施、医療現場の方を招き必要な人物像や現状を聴講する講演会の開講、実際の医療現場の見学を行って職業研究をしている。先輩の報告書（医療機関見学、医事実習、就職試験等）より事前にまとめて見学・実習・内定研修を迎えられるよう指導している。			

(主な学修成果(資格・検定等)) 診療報酬請求事務能力認定試験、医科医療事務管理士、メディカルクラーク(歯科)、 介護事務管理士、調剤事務管理士、医療秘書検定2・3級、医事コンピュータ検定2・ 3級、電子カルテ検定、CS検定(ワープロ、表計算)、秘書検定2・3級 (備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
56人	4人	7.1%
(中途退学の主な理由) 昼間部の学校生活になじめない(体調面、対人面)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 1. 担任制により入学後早期の個人面談の実施、必要に応じて三者面談を実施。 2. 毎日のホームルームを通じて、出席状況、健康状態を管理し、休みが続くなど異変があるときは速やかに保護者に状況確認を行う。 3. 他の職員と連携をとりながらさまざまな問題を抱える学生の早期発見に努め、悩み相談やカウンセリングを実施。 4. 学習の習熟度に合わせた補習を実施し、検定試験合格と同時に実践力も培い、自信に繋げる。		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
総合医療事務学科	160,000円	700,000円	155,000円	その他欄は、実習費と施設費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				
・特別奨学生:26万円免除(入学金、学納金より) ・指定校推薦奨学生:28万円免除(入学金、学納金より) ・楊志館高校進学生:35万円免除(受験料、入学金、施設費より)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.gotogakuen.ac.jp/iryoujimu/info		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）		
【基本方針】本校が実施した自己評価結果を学校関係者評価委員が評価することで、自己評価結果の客観性・透明性を高め、学校運営や教育活動の課題について助言を得ることで、広い視点で改善を図ることを基本方針とする。 【構成】関連業界等関係者、卒業生、保護者、教育に関し知見を有する者、地域住民等の中から 2 名以上で構成する。 【評価項目】「専修学校における学校評価ガイドライン」に示された項目を基本として学校が自己評価をした結果を評価する。 【評価結果の活用】学校関係者評価結果を、学校長に報告し、学校長は教職員に報告し、改善策を検討する。また、理事会に報告を行い、ホームページ等で公表することとする		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
教育関係者	2026 年 4 月 1 日～ 2028 年 3 月 31 日	元公立高校校長
医療関係者	2025 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日	業界代表
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.gotogakuen.ac.jp/iryoujimu/info		
(備考)「第三者評価の基本方針」、「第三者評価の委員」、「第三者評価の公表方法」の各欄には、学校関係者評価に関する情報を記載している。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.gotogakuen.ac.jp/iryoujimu
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H144310000316
学校名（〇〇大学 等）	藤華医療事務専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 後藤学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		21人（ － ）人	20人（ － ）人	22人（ － ）人
内 訳	第Ⅰ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 一人）	（ 一人）	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 一人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	一人	一人	
	区分外（多子世帯）	一人	一人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				22人（ － ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間		前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	人	0人	一人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	0人	一人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。